



平成24年5月23日

各 位

会 社 名 東京応化工業株式会社
代 表 者 名 取締役社長 阿久津郁夫
コード番号 4186 (東証第一部)
問 合 せ 先 広報部長 安生 洋己
TEL. 044-435-3000

取締役に対するストックオプション報酬額および内容に関するお知らせ

当社は、平成24年5月23日開催の取締役会におきまして、取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定に関する議案（以下、「本議案」といいます。）を、平成24年6月27日開催予定の当社第82回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社の取締役の報酬額は、平成20年6月26日開催の第78回定時株主総会において年額4億2,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与および賞与は含みません。）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該報酬額とは別枠で、取締役（社外取締役を除きます。）に対する報酬等として年額4,200万円以内の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。ストックオプションとしての報酬等の額は、新株予約権の割当日（以下、「割当日」といいます。）において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

1. 取締役に対する報酬等として新株予約権を発行する理由

業績向上および企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、取締役（社外取締役を除きます。）に対し、職務執行の対価として、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 取締役に対する報酬等としての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式60,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とします。

なお、本議案の決議日（以下、「決議日」といいます。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じとします。）または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合、調整後株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用します。

また、上記のほか、決議日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

(2) 新株予約権の総数

600個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とします。なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は100株とします。ただし、上記「(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行います。

(3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額（以下、「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げます。）または割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とします。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割もしくは株式併合を行う場合、もしくは時価を下回る価額で新株式の発行もしくは自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含まず。）の行使による場合を除きます。）、または当社が合併、会社分割もしくは株式交換を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとしします。

(5)新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から7年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間としします。ただし、権利行使の待機期間を割当日の翌日から3年超4年以内の範囲で設けるものとしします。

(6)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとしします。

(7)新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使の時点において、当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができるものとしします。ただし、任期満了による退任その他正当な事由により、当社の取締役または執行役員の地位を喪失した場合はこの限りでないものとしします。
- ② その他の条件については、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(8)新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとしします。

(ご参考)

本議案による取締役（社外取締役を除きます。）に対するストックオプションとしての新株予約権の割当てに併せて、当社の取締役を兼務していない執行役員および一部の使用人に対しても、取締役に対するストックオプションと同様のストックオプションとしての新株予約権を当社取締役会決議により割り当てる予定であります。

以 上